
令和6年大和町議会9月定例会議会議録

令和6年9月6日（金曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	兄 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君
子ども家庭 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	商工観光課 企業立地推進 室室長補佐兼 企業誘致係長 兼商工観光課 課 長 補 佐	本 木 祐 二 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

若干早いんでありますが、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、15 番児玉金兵衛君及び 1 番本田昭彦君を指名します。

日程第 2 「認定第 2 号 令和 5 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 3 「認定第 3 号 令和 5 年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 4 「認定第 4 号 令和 5 年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 5 「認定第 5 号 令和 5 年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 6 「認定第 6 号 令和 5 年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 7 「認定第 7 号 令和 5 年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 8 「認定第 8 号 令和 5 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 9 「認定第 9 号 令和 5 年度吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 令和5年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

日程第11「認定第11号 令和5年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」

議長（今野善行君）

日程第2、認定第2号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定についてから日程第11、認定第11号 令和5年度大和町水道事業会計歳入
歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書18ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。

令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでござ
います。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度大和町国民健康保険事
業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願
いするものでございます。

決算書は202、226ページからとなります。

成果に関する説明書は142ページから144ページをご参照願います。

決算書232ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税でございます。

1目、2目合わせました調定額は4億7,178万1,394円となっております。収入済額
は4億1,158万7,881円となり、徴収率は88.0%となっております。

現年度分徴収率は94.3%となっております。滞納繰越分徴収率は、1目、2目合わ
せまして34.1%となっております。

234ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料でございます。調定額どおりの収入済額となっております。

3款1項1目国庫補助金は調定額どおりの収入済額となり、出産育児一時金額変更

に伴う臨時補助金及びマイナ保険証一体化周知に係る補助金でございます。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は調定額どおりの収入済額となっております。

236ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国保財政調整基金の利子となり調定額どおりの収入済額となっております。

6 款 1 項 1 目は保険基盤安定繰入れ、人件費等繰入れによります一般会計繰入金でございます。

238ページをお願いいたします。

2 項は財政調整としまして、財政調整基金繰入金でございます。

7 款は前年度からの繰越金でございます。

8 款は延滞金、被保険者等からの返納金でございます。全て調定額どおりの収入済額となっております。

続きまして、歳出でございます。

244ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目は一般管理費となり、人件費を除きましてご説明させていただきます。

1 節及び 8 節は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10 節は事務用品、コピー料、参考図書代の消耗品費、保険証、予算書、決算書等の印刷代でございます。11 節は保険証等郵送料でございます。12 節は保険者事務共同電算処理、レセプト点検業務、システム運用保守点検業務の委託料でございます。13 節は国保給付システム利用料でございます。

246ページをお願いいたします。

2 目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連の運営に要する市町村負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要した費用でございます。

10 節は事務用品及び納税通知書の印刷代、11 節は郵送料、コンビニ納付、口座振替に係ります手数料でございます。

3 項 1 目は、国保運営協議会に要した費用でございます。

1 節及び 8 節は、国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。10 節は事務用品代、参考図書代、会議時お茶代、11 節は郵送料でございます。

2 款 1 項 1 目から 248、249 ページの 4 目までの療養費は、医療費の保険者負担分に係ります負担金でございます。

5 目の審査手数料は、国保連へのレセプト審査手数料でございます。

2 項 1 目から250、251ページの4目までの高額療養費は、被保険者及び国保連への負担金でございます。

4 項出産育児諸費は、出産費用に係ります負担金及び支払事務に係る委託料でございます。

252ページをお願いいたします。

5 項葬祭費は、葬儀費用に係ります助成金でございます。

6 項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症罹患者に係ります手当金でございます。

3 款は国保事業の県単位化による負担金でございます。

254ページをお願いいたします。

4 款は退職者医療費適正化に伴う負担金でございます。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは続きまして、5 款保健事業費 1 項 1 目保健衛生普及費でございます。

保健衛生普及費は特定保健指導や生活習慣病予防教室、被保険者に対する各種健診の助成等事業に要しました経費でございます。

1 節は生活習慣病予防教室、特定保健受診者の有所見者に対する保健指導などに従事いたしました保健師、看護師、管理栄養士の会計年度任用職員の報酬でございます。

7 節報償費は、生活習慣病予防教室の講師、特定保健指導の講師の謝金でございます。

決算書256、257ページをお願いいたします。

上段にあります賞資金は、生活習慣病予防教室参加者への景品、特定保健指導受講達成された方への記念品でございます。8 節は会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は特定保健指導のパンフレット、健診有所見者に対する訪問指導時に使用いたします啓発教材のほか、ジェネリック医薬品普及啓発シールの印刷に要した費用でございます。11節は医療費通知の郵便料金でございます。12節は国保連合会に対します医療費の通知、ジェネリック医薬品差額通知書の作成及びジェネリック医薬品差額通知コールセンター業務を委託した費用及び特定保健指導業務、特定保健指導予備軍への動機づけサポート業務、第3期データヘルス計画作成支援業務に要しました委託費用でございます。13節は保健事業分析ツールの使用料でございます。27節は国保

加入者の各種健診助成に係る費用助成として、一般会計への繰出金でございます。

続きまして、2項1目特定健康診査等事業費でございます。

特定健康診査等事業費は、国保加入者40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査の実施に要した費用でございます。

10節は特定健診関係、様々通知いたしておりますが、封筒の印刷代でございます。

11節は健診通知等の郵送料、特定健診受診券発行手数料でございます。12節は特定健診業務、特定健診受診率向上支援業務、特定健診受診率向上対策業務及び特定健診データ管理業務に係ります委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6款1項1目財政調整基金積立金は、基金利子分を財政調整基金へ積立てたものでございます。

258ページをお願いいたします。

7款諸支出金は、過年度分の国保税還付及び還付加算金、保険給付費等交付金の清算による返還金でございます。

262ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億5,634万6,000円、歳出総額22億3,735万7,000円、翌年度に繰越すべき財源はございませんので、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は1,898万9,000円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1,000万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

認定第3号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の267、268ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。

収入済額 5 億303万8,550円となりまして、調定対比98.66%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰越分も含めまして560万4,583円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付費は、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

1 節は現年分として交付された負担金でございます。

269、270ページをお願いいたします。

2 項 1 目調整交付金は、介護給付費の法定負担分の交付金でございます。

2 目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でございます。

3 目保険者機能強化推進交付金と 4 目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対する国からの交付金でございます。

5 目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に要します補助金でございます。

271、272ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金の 1 項 1 目介護給付費負担金及び 2 目地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の法定負担分の県負担金でございます。

273、274ページをお願いいたします。

3 項 1 目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業等に係ります県補助金でございます。

6 款財産収入の 1 項 1 目利子及び配当金は、財政調整基金からの利子でございます。

7 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節は、介護給付費の12.5%相当分の法定

繰入金でございます。2節は職員給与等の繰入金でございます。3節は事務費分の繰入金でございます。4節は地域支援事業の介護予防事業費に係ります繰入金でございます。5節は低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

275、276ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金の1節は、基金への繰入金でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金でございます。

277、278ページをお願いいたします。

9款諸収入3項4目雑入でございますが、任意事業の配食サービス等の利用者負担分、介護認定調査料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

279、280ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書145ページ以降となりますので、ご参照お願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。

2節、3節、4節は事務職員及び任用職員の人件費となっております。10節、事務用品、プリンタートナーカートリッジ等の消耗品費、介護保険証等及び封筒の印刷製本費でございます。11節は、介護関連通知に係る郵便代及び国保団体連合会への介護給付費通知作成処理手数料でございます。12節は、令和5年度の介護保険制度改正に伴いますシステム回収業務及び介護保険事務処理システム保守料等に要した費用でございます。

281、282ページをお願いいたします。

18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び国保連合会との高速回線に関わるライセンス更新料としての負担金でございます。24節は、介護保険財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございます。

10節は事務用品の消耗品費、保険料納入通知書及び封筒等の印刷製本費でございます。11節は通知書の郵送料及び口座振替、コンビニ収納事務に要した手数料でございます。12節は、介護保険料特徴徴収通知書等発送業務に係る委託料でございます。

3項1目認定調査等費の7節、8節は、介護認定調査に係ります調査員8名への報酬費及び交通費でございます。10節は、事務用品、コピー代等の消耗品費、公用車2

台分の燃料費、福祉課返信用封筒の印刷代及び公用車の車検に要した費用でございます。11節は郵送料金として通信運搬費のほか、要介護認定更新支援処理の共同処理、主治医の意見書作成、公用車の車検時の手数料及び公用車の保険料に要した費用でございます。12節は、町外施設入所者の要介護認定調査に係る委託料。

283、284ページをお願いいたします。

13節は介護認定調査時の駐車場代でございます。18節は介護認定審査会の運営費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は公用車の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び8節並びに10節につきましては、4回開催いたしました介護保険運営委員会13名の委員への報酬、費用弁償及び運営委員会開催時のお茶代に要した費用でございます。12節は、第9期介護保険事業計画策定業務の委託料でございます。

2款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修費、福祉用具費に係ります給付費負担金でございます。

285、286ページをお願いいたします。

2目施設介護サービス給付費の18節は介護老人福祉施設、介護老人保健施設への給付費負担金でございます。

3目居宅介護サービス計画等費の18節は、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の18節は、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

2項1目高額介護サービス等費の11節は、郵便料金及び高額介護サービス支援共同処理に係ります国保連合会へ支出した手数料でございます。18節は高額介護サービス費の支給と高額介護給付費を国保連合会へ支出した負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費は、高額医療費介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担を行ったものでございます。

287、288ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節は、介護認定の要支援1、2の方への介護予防サービスに係ります給付費負担金でございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費の18節は、特定入所者介護等の給付費でございまして、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金となっております。

5 項 1 目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料でございます。

289、290ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金の22節は、1 号被保険者への還付金でございます。

2 目償還金の22節につきましては、令和 4 年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額の確定に伴います国、県への償還金でございます。

4 款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の18節は、介護予防、訪問介護、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務及び給付費の負担金でございます。

291、292ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7 節は、各行政区の生き生きサロンにおける介護予防出前講座及び生き生きサロン楽々ステップ講座、健康貯筋友の会の健康運動への奉仕謝礼でございます。10節は、健康貯筋友の会事業に伴います事務用品等の消耗品費でございます。12節は健康貯筋友の会業務の委託料でございます。

3 項 1 目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する事業でございます。福祉課で令和 5 年度受付分の相談及び支援はございますが、7 節のケース会議に伴います有識者の助言への謝金としての支出、費用はございませんでした。

3 項 2 目権利擁護事業費につきましては、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護の必要な支援に要する費用でございます。7 節は、高齢者虐待防止に対するための高齢者虐待対応実務者会議時の弁護士等の謝礼等でございます。10 節は高齢者虐待対応実務者会議時のお茶代、12節は高齢者・障害者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の 2 節から 4 節につきましては、事務職員及び任用職員の人件費でございまして、地域包括支援センターと連携、調整

し、ケアマネジメント支援事業に要しました費用でございます。

293、294ページをお願いいたします。

10節はコピー料金等の消耗品費でございます。12節は地域包括支援センター運営業務に係ります委託料でございます。13節につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃借料でございます。

4目生活支援体制整備事業費の7節は、生活支援体制整備事業地区意見交換会に係る講師謝礼、10節はその事業に要した事務用品等の経費でございます。12節は、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費の7節は、一般住民向けに認知症の理解を深めてもらうための後援会での認知症当事者による講演の講師謝礼、10節は事務用品等の消耗品、まほろばカフェの茶菓子代、大和町高齢者の生活お役立ちガイドブックの印刷代でございます。

295、296ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業等に要しました費用でございます。7節はあんしんコールセンター協力員への謝金でございます。11節は成年後見人町長申立てに係る切手代とそれに係る診断書作成手数料でございます。12節は配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に係ります業務委託料でございます。13節はあんしんコール機器借上料でございます。19節は、成年後見人制度利用支援報酬に対します費用でございます。

5目その他の諸費1目支払審査手数料の11節は、国保連合会への総合事業費審査手数料でございます。

5款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでしたが、さきの説明のとおり、介護サービス事業で支出見込みよりもサービス利用が多かったため、表記科目へ充用を行ったものでございます。

歳出は以上でございます。

297ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億3,514万8,000円、歳出総額23億211万3,000円、歳入歳出差引額3,303万5,000円、実質収支額3,303万5,000円でございます。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金への繰入金を1,700万円としたところでございます。

続きまして、433ページをお願いいたします。

決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計への財政調整基金の残高につきま

しては、2億8,492万7,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

認定第4号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、302ページでご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、153ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、宮床生産森林組合への土地貸付収入です。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子です。

2項1目不動産売払収入につきましては、流木売払収入です。

2款繰入金は、財源調整のための基金からの繰入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金です。

304ページをお願いいたします。

歳入合計予算現額1,118万5,000円、収入済額1,116万4,172円でございます。

306ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に対する報酬等で、1節は委員報酬、8節は管理会及び協議会の費用弁償、9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費で、10節は管理員の作業服代、会議時のお茶代のほか予算書及び決算書の印刷代、電気料でございます。11節は会議案内用切手代、12節は用務員業務に係る委託料です。18節は分収造林に係る収益分を地元難波地区組合との分収契約に基づき、100分の5を地区へ支払いしたものであります。

2目財産管理費11節は森林災害保険料、12節は作業道刈払い及び森林管理巡視業務の委託料。

308ページをお願いいたします。

18節は、大和町林業地域振興協議会、宮城県水源林造林協議会への負担金。

3目諸費18節は大和町財産区連絡協議会への負担金、27節は成果に関する説明書153ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

3款1項1目予備費は、2款1項1目10節財産区管理委員の記章購入に係る費用に充用したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額1,118万5,000円、支出済額1,027万1,580円でございます。

310ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,116万4,000円、歳出総額1,027万2,000円、翌年度への繰り越す財源はございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額は共に89万2,000円でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

認定第5号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、315ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は、154ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節は、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付けによる収入。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子。

2項1目不動産売払収入1節、2節はございませんでした。

2款繰入金は、財源調整のため財産造成基金から繰入れを行ったものです。

3款繰越金は前年度からの繰越金です。

317ページをお願いいたします。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金は、壇ノ下地区の除伐に対し交付されたものでございます。

以上、歳入合計は予算現額256万円、収入済額254万7,378円でございます。

319ページをお願いいたします。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に対する報酬等で、1 節は管理委員の報酬、8 節は管理会及び協議会時の費用弁償、9 節は会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費で、10 節は管理委員用の作業服代、記章代のほか予算書、決算書の印刷代でございます。11 節は会議案内用切手代。

2 目財産管理費11節は森林災害保険料、12節は委託料でございますが、支出はございませんでした。18節は大和町林業地域振興協議会、宮城県水源林造林協議会への負担金です。

321ページをお願いいたします。

3 目森林研究・整備機構分収造林管理費、12節は壇ノ下の除伐事業でございます。

4 目18節は大和町財産区連絡協議会負担金、27節は説明書154ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

3 款 1 項 1 目予備費は、2 款 1 項 1 目10節財産区管理委員の記章購入に係る費用に充用したものであります。

以上、歳出合計、予算現額256万円、支出済額242万2,346円でございます。

323ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額254万7,000円、2、歳出総額242万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はそれぞれ12万5,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

認定第 6 号 令和 5 年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は328ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、155ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入 1 節は、相川、報恩寺、松坂地区に対する土地貸付収入です。

2 目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2 款繰入金は財源調整のための基金からの繰入れを行ったものでございます。

3 款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

330ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目預金利子及び 2 項 1 目雑入につきましてはございませんでした。

歳入合計、予算現額494万2,000円、収入済額494万910円でございます。

332ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に対します報酬等で、1 節は管理委員の報酬、8 節は管理会及び協議会の費用弁償、9 節は会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費10節は管理委員用の作業服代、記章代のほか、予算書、決算書の印刷代でございます。11節は会議案内用切手代。

2 目財産管理費12節は、作業道等仮払業務の予算を計上いたしておりましたが、現地確認の結果、実施不要と判断したため、支出はございませんでした。

3 目諸費18節は大和町財産区連絡協議会負担金、27節は、説明書155ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

334ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目予備費は 2 款 1 項 1 目10節財産区管理委員の記章購入に係る費用に充用したものであります。

以上、歳出合計、予算現額494万2,000円、支出済額389万3,765円であります。

336ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額494万円、2、歳出総額389万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額はそれぞれ104万7,000円となるものでございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

それでは、議案書23ページをお願いいたします。

認定第 7 号 令和 5 年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでご

ざいます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の341ページ、342ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては156ページとなります。併せてご参照願います。歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金の1節は、基金利子でございます。

2款1項1目教育費寄附金はございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金の1節は、基金からの繰入金でございますが、全額戻入れを行っております。

4款1項1目繰越金の1節は、前年度からの繰越金でございます。

343、344ページをお願いします。

5款1項1目、町預金利子はございませんでした。

2項1目奨学費貸付金元利収入の1節につきましては、貸付けを行いました奨学金の償還金であり、現年度分36名、滞納繰越分4名の合わせて40名から返還をいただいたものでございます。なお、収入未済額は120万6,500円となっており、未納者は6名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、345、346ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、大学生12名に対して奨学金の貸付けを行ったものでございます。なお、貸付金は大学生が月額3万円、高校生は1万5,000円となっております。

次に、2目事務費でございます。

1節及び8節につきましては、奨学事業審議会の開催における委員の報酬及び費用弁償でございます。10節は予算書、決算書の印刷代でございます。11節は通信運搬費が郵便料金で手数料は振込手数料でございます。24節につきましては、奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、347ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額617万1,000円、歳出総額586万円、差引額が31万1,000円となり、繰り越す

財源がございませんので、実質収支額につきましても同額の31万1,000円となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

議案書24ページをお願いいたします。

認定第8号でございます。

令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は348ページからとなります。

成果に関する説明書は157ページをご参照願います。

決算書352ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料でございます。

1 目特別徴収分は調定額どおりの収入済額となっております。

2 目普通徴収分は現年度分、滞納繰越分を合わせました徴収率は97.0%となっております。

2 款使用料及び手数料は督促手数料でございます。

3 款繰入金は、一般会計繰入金として事務費、人件費のほか保険料の軽減分に係る繰入金でございます。

354ページをお願いいたします。

4 款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

5 款 2 項 1 目保険料還付金は、県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金でございます。

356ページをお願いいたします。

4 項 1 目受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合からの健康診査業務受託料で

ございます。

続きまして、歳出でございます。

358ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、後期高齢者医療会計の事務に要した費用でございます。人件費を除きましてご説明させていただきます。10節は事務用品、コピー料等の消耗品費、予算書、決算書の印刷代でございます。11節は、保険証等郵送料でございます。12節は、後期高齢者健康診査等の委託料でございます。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収事務に要した費用でございます。10節は事務用品、保険料通知書等の印刷代でございます。11節は通知書郵送料、コンビニ納付、口座振替に係ります手数料でございます。12節は保険料、仮徴収通知書等発送業務の委託料でございます。

360ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定負担金でございます。

3 款 1 項 1 目保険料還付金は、保険料変更に伴います還付金でございます。

362ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2 億 7,505 万 9,000 円、歳出総額 2 億 6,765 万 3,000 円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、3、歳入歳出差引額及び 5、実質収支額は 740 万 6,000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、議案書 25 ページをお願いをいたします。

認定第 9 号 令和 5 年度大和町吉岡西部土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、令和 5 年度大和町吉岡西部土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書367ページ、368ページをお願いをいたします。

併せまして、主要な施策の成果に関する説明書158ページをお願いをいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 保留地処分金はございませんでした。

2 項 1 目 土地区画整理事業負担金は、繰越明許による公共施設管理者負担金でございます。

2 款 1 項 1 目 土地区画整理費国庫補助金は、吉岡西部土地区画整理事業及び同事業地内の都市計画道路北四番丁大衡線及び吉田線の整備に係る国庫補助金でございます。現年度及び令和 4 年度繰越分のほか、令和 6 年度への繰越明許でございます。

決算書369ページ、370ページをお願いをいたします。

3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

4 款 1 項 1 目 繰越金は前年度からの繰越金でございます。

5 款 1 項 1 目 預金利子及び 2 項 1 目 雑入はございませんでした。

6 款 1 項 1 目 土地区画整理事業債 1 節 公共団体区画整理事業債は、土地区画整理事業、計画街路事業等に係るもので、収入済額は現年及び令和 4 年度からの繰越明許費で収入未済額 1 億1,990万円は繰越明許費でございます。

決算書371ページ、372ページをお願いをいたします。

2 節 土地区画整理事業債は、宅地造成事業等に係るもので、収入済額は現年度より令和 4 年度からの繰越明許費で収入未済額1,130万円は繰越明許費でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、決算書373ページ、374ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 総務管理費の 2 節から 8 節は人件費でございます。

2 項 1 目 土地区画整理事業費 1 節及び 8 節は、吉岡西部土地区画整理審議会委員の委員報酬及び費用弁償に要しました費用でございます。10節はコピー代等のほか、審議会開催時のお茶代、説明用資料印刷に要しました費用でございます。11節は地権者説明会開催等の案内状送付用切手代等に要した費用。12節は土地区画整理事業調査設計等業務に要しました費用。

決算書375ページ、376ページをお願いいたします。

同じく繰越明許費によります費用でございます。

14節は土地区画整理事業造成工事の現年度及び令和 4 年度繰越明許費により実施した費用のほか、令和 6 年度への繰越明許費でございます。

21節は、区域内農地の休耕補償、電力移転補償のほか、建物及び耕作物等の移転補償費用の前払い金に要した費用、繰越明許費は移転補償残金等でございます。

2款1項1目元金及び2目利子につきましては、支出はございませんでした。

3款1項1目予備費につきましても支出はございませんでした。

歳出は以上でございます。

決算書377ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億6,176万4,000円、歳出総額6億6,175万6,000円、歳入歳出差引額が8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、2の繰越明許費繰越額8,000円となりまして、実質収支額はゼロ円となったものでございます。

吉岡西部土地区画整理事業特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

暫時休憩します。

再開は午前11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書26ページをお願いいたします。

認定第10号 令和5年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和5年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書378ページ以降の決算報告書でご説明を申し上げます。
事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書159ページ以降に記載してございますので、併せてご参照願います。

それでは、決算書378ページ、379ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出となります。

初めに、収入についてであります。

決算額につきまして、ご説明いたします。

1 款下水道事業収益の決算額は、1 項営業収益 4 億8,000万3,056円、こちらは仮受消費税額を含んでございます。2 項営業外収益 4 億7,620万6,757円、こちらも仮受消費税額を含んでございます、の合計額で 9 億5,620万9,813円となったものであります。

続きまして、支出でございます。

1 款下水道事業費用の決算額は、1 項営業費用 8 億606万8,439円、こちらは仮払消費税を含んでございます。2 項営業外費用4,625万9,346円、3 項特別損失 1 万636円の合計額で 8 億5,233万8,421円であります。

続きまして、380、381ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入についてでございます。

1 款資本的収入の決算額は、1 項企業債 1 億5,160万円、2 項他会計出資金6,795万3,000円、3 項他会計補助金8,947万7,000円、4 項国庫補助金は浄化槽設置に係る国の補助金でございまして、323万9,000円、5 項負担金等は受益者負担金、分担金で 147万5,710円。以上の合計額といたしまして、3 億1,374万4,710円となったものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出の決算額、1 項の建設改良費は工事費及び委託費のほか、流域下水道建設負担金に要する費用でございまして、1 億6,455万2,700円、こちらは仮払消費税を含んでございます。2 項企業債償還金は 3 億5,109万1,967円であり、これらの合計額といたしまして、5 億1,564万4,667円となったものであります。なお、1 項建設改良費の 1 億300万円は、吉岡西部地区土地区画整理事業関連します汚水雨水管工事といたしまして、令和 6 年度へ繰り越ししてございます。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足いたします額 2 億189万9,957円につきましては、当年度分損益勘定留保資金 1 億9,223万5,129円及び消費税資本的収支調整額966万4,828円をもって補填したものでございます。

次に、382ページでございます。

損益計算書となります。

1、営業収益は（1）使用料、（2）その他営業収益の合計額で、4億3,666万4,171円。

2、営業費用は（1）管渠費から記載の（6）減価償却費までの合計額で、7億7,743万1,696円となり、営業収益から営業費用を除きました営業損失といたしましては、3億4,076万7,525円となったものであります。

3、営業外収益は（1）受取利子より配当金から記載の（4）雑収益までの合計額4億7,617万3,835円。

4、営業外費用は（1）支払利息及び企業債取扱諸費及び（2）雑支出の合計額で、4,983万6,018円でございます。営業外収益から営業外費用を除きました額、4億2,633万7,817円から営業損失を除きました額、8,557万292円が経常利益となっております。

5、特別損失は1万636円でございます。当年度純利益は経常利益から特別損失を除きました額、8,555万9,656円となります。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金でございます15万5,932円を加えました額、8,571万5,588円が当年度末処分利益剰余金となったものでございます。

383、384ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。

前年度までの残額は、資本金といたしまして30億4,222万5,318円、資本剰余金は415万6,500円、利益剰余金は8,015万5,932円であり、資本金と剰余金の合計でございます資本合計は、31億2,653万7,750円となっております。

利益剰余金のうち前年度で処分いたしました額は、議会の議決をいただきました処分金8,000万円でございます。建設改良積立金に積み立てたため、未処分剰余金といたしましては15万5,932円となったものでございます。なお、この金額につきましては繰越利益剰余金としたものであります。

次に、令和5年度の資本金の変動額でございます。

他会計からの出資金は6,795万3,000円でございます。そのうち2,625万円を固有資本金へ組み入れましたことから、当年度資本金変動額は4,170万3,000円であります。このことから、令和5年度末の資本金残高といたしましては30億8,392万8,318円となったものであります。また、当年度剰余金変動額は未処分利益剰余金で8,571万5,588円でございます。利益剰余金といたしましては1億6,571万5,588円となったもので

あります。

そのほか当年度末の剰余金残高は、利益剰余金合計に資本剰余金合計額の415万6,500円を合わせました1億6,987万2,088円となり、年度末資本合計額としましては、資本金、剰余金を合わせました32億5,380万406円となったものでございます。

次に、385ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）となります。

議会の議決をいただいた後の利益剰余金の処分方法をお示ししてございます。繰越利益剰余金に当年度末処分利益剰余金を合わせました当年度末の未処分利益剰余金8,571万5,588円から前年度と同額の8,000万円を建設改良積立金として積み立てし、処分後の残高を571万5,588円とし、繰越利益剰余金としたいものでございます。

続きまして、386ページをお願いいたします。

貸借対照表であります。

初めに、資産の部でございます。

資産につきましては、1、固定資産、2、流動資産でございまして、固定資産は土地、建物などの有形固定資産と流域下水道に關します利用権利の無形固定資産となつてございます。これらの合計額が固定資産合計額となり、106億9,395万8,238円でございまして。また、流動資産は現金、預金などでございまして合計額5億287万9,399円でございます。固定資産、流動資産を合計いたしました資産合計は111億9,683万7,637円となったものでございます。

387ページをお願いいたします。

上の表でございまして、負債となります。

負債といたしましては、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益となつてございまして、固定負債は建設改良費等の財源の企業債とその他企業債で、合計30億6,479万7,867円。流動負債は企業債、未払金、引当金、預り金などのその他流動負債で、合計額4億317万178円。繰延収益は償却資産の取得などに伴う補助金などをその収益額として計上しました長期前受金と長期前受金を収益化しました長期前受金収益化累計額で、合計44億7,506万9,186円となります。これらの負債の合計といたしましては79億4,303万7,231円となつてございます。

下の表は資本であります。

6、資本金、7、剰余金となります。

資本金は固有資本金、繰入資本金の自己資本金でございまして、資本金合計で30億8,392万8,318円。

剰余金は資本剰余金、利益剰余金で合計額 1 億6,571万5,588円となり、資本合計といたしましては32億5,380万406円となったものでございます。また、負債と資本の合計額は111億9,683万7,637円でございます、386ページでご説明いたしました資産合計額と一致するものとなっております。

続きまして、388ページをお願いいたします。

現金の収入、支出に関する情報を表示しましたキャッシュフロー計算書となります。

1、営業活動によるキャッシュフローでございます。

当期純利益は383、384ページの剰余金計算書でご説明申し上げましたが、8,555万9,656円。有形無形固定資産、減価償却費の合計額の減価償却費 4 億5,079万2,629円のほか、記載の長期前受金戻入及び賞与引当金、未収金、未払金の増減額並びに受取利息及び配当金、支払利息などの合計といたしまして、小計で示しております 3 億9,984万7,181円となるものでございます。営業活動によりますキャッシュフローといたしましては、小計に受取利息及び配当金、支払利息等を合わせました 3 億5,359万138円となるものであります。

次に、2、投資活動によるキャッシュフローでございます。

有形固定資産の取得による支出、無形固定資産による支出、国庫補助金等の収入のほか、一般会計からの繰入金等による収入であり、その合計額はマイナス4,939万2,963円となるものであります。

その下段、3、財務活動によるキャッシュフローでございます。

企業債の発行、企業債の償還、一般会計からの出資金による収入でございます、その合計額はマイナス 1 億3,153万8,967円となったものでございます。

営業活動、投資活動、財務活動それぞれの合計額が資本増減額でございます、1 億7,265万8,208円。期首残高でございます 2 億4,648万669円に加えました期末残高としたしましては、4 億1,930万6,877円となったものでございます。

次に、389、390、391ページの収益費用明細書でございます。

389ページは収益となります。

款、項、目、節、金額をそれぞれ表記してございます。金額は消費税を除いた表記でございます。

1 項営業収益では、1 目の使用料は公共下水道事業、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業の下水道使用料であります。1 項 2 目その他営業収益の手数料は、排水設備指定工事店の登録などによるもの、同じく事業負担金は、宮城県環境事業公社から鶴巣小鶴沢から北目ルート管路等維持管理に係ります負担金であります。

次に、2項営業外収益1目受取利息及び配当金は預金利子、2目他会計補助金は、下水道3事業への一般会計からの繰入金。

3目長期前受金戻入は、資産取得時に財源といたしました補助金の減価償却見合い分の収益化したものでございます。

4目雑収益は、排水設備工事、申請用紙代などであります。

それらの収益合計といたしましては、9億1,283万8,006円となったものであります。

続きまして、390ページをお願いいたします。

費用となります。

1項営業費用では、1目の管渠費につきましては、公共下水道事業の汚水及び雨水分となります。

主なものについてご説明申し上げます。

1節から3節は職員人件費に要したもの、9節は下水道施設に係りました電気料など、10節はマンホールポンプ場設備などの修繕に要したもの、11節は電話料金及び施設管理用通信料、12節は下水道使用料取扱手数料、本管等緊急清掃に要したものでございます。14節は水道事業への料金計算事務委託、流域下水道接続点及び特定事業版水質検査業務、下水道管渠清掃業務などでございます。15節は工事積算システム利用料、16節は修繕等に係る材料費、17節は日本下水道協会による負担金のほか、糸繰マンホールポンプ場の維持管理費を大衡村で行なっておりまして、大和町分につきまして大衡村へ支払いました負担金、18節は登録費でありまして、マンホールポンプ場53か所のポンプの動力に要しました費用でございます。

2目処理施設等費は、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場18か所に要した費用となります。

1節から3節は職員人件費、5節は宮床クリーンセンターに関連します施設及び放流水路の除草に要したもの、8節は宮床クリーンセンター等施設に係る電気料などでございます。9節は宮床クリーンセンター内処理施設及びマンホールポンプ場設備の修繕に要する費用、10節は電話料金及び施設管理用通信料、11節は水道事業への使用料取扱手数料などでございます。13節は宮床クリーンセンターの処理施設管理業務、及び汚泥引き抜き運搬業務、マンホールポンプ場清掃点検業務などに要したものでございます。15節は宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場18か所のポンプの動力に要した費用であります。

続きまして、391ページをお願いいたします。

3目浄化槽費であります。

個別合併処理浄化槽管理に関するものであります。

1 節から 3 節は職員人件費、6 節は浄化槽のブロー等設備の修繕に要した費用、8 節は水道事業へ使用料取扱手数料及び浄化槽法定検査手数料などがございます。9 節は浄化槽保守点検、清掃業務に要した費用でございます。

4 目総係費は、貸倒引当金の繰入れに要したもの、5 目流域下水道維持管理負担金は、吉田川流域下水道維持管理のための大和町分負担金、6 目減価償却費の建物構築物、車両機械器具などの有形固定資産及び無形固定資産の令和 5 年度の償却分に要したものでございます。

次に、2 項営業外費用は、企業債償還利子及び仮払消費税等に要した費用。3 項特別損失は不納欠損等に要しました費用でございます。

以上によりまして、費用の合計では 8 億 2,727 万 8,350 円となったものであります。

続きまして、392、393 ページをお願いいたします。

固定資産明細書であります。

上表は有形固定資産明細書、下の表は無形固定資産明細書となっております。

(1) 有形固定資産は記載の種類ごとに整理しております。合計額で説明いたします。

令和 5 年度の年度当初現在高では 103 億 5,788 万 5,853 円、当年度増減額が 5,611 万 7,000 円。当年度減少額は 1,519 万円、年度末現在高といたしましては 103 億 9,881 万 2,853 円となったものであります。当年度増加分といたしましては、マンホールポンプ場設備及び監視装置の更新や合併処理浄化槽 10 基の整備などとなっております。

また、建設仮勘定では、公共下水道雨水管路の実施設計などによります増、減少分は污水管管路調査等によりますものでございます。

393 ページには減価償却累計額を示してございますが、年度末現在高から減価償却累計額を除きました額が年度末償却未済高となり、9 億 6,918 万 8,937 円となっております。

下の表となります。

(2) 無形固定資産明細書でございます。

令和 5 年度当初現在高は 10 億 3,077 万 3,519 円。当年度増加額は流域下水道建設負担金によるもの、また、減価償却といたしましては流域下水道処理場利用権の償却額の減少によるものでございまして、393 ページに記載しております年度末現在高は 10 億 8,476 万 9,301 円となったものであります。

続きまして、394 ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

令和4年度より地方公営企業会計基準を適用してございまして、財務諸表などを作成しているものであります。

1、固定資産の減価償却の方法、2、引当金の計上方法、3、その他会計に関する書類のための基本となる重要事項につきましては、それぞれ記載の方法等により実施しているものであります。

395ページをお願いいたします。

4、セグメント情報に関する事項であります。分割の意味を持ちますセグメントといたしましては、下水道事業を公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の3分割にした場合の事業ごとに分けたものとなっております。なお、セグメントごとの収益等につきましては事業ごとに記載してございます。

396ページ以降につきましては、企業債の明細書となっております。

政府資金51件、公営企業金融公庫93件、民間資金31件の合計175件となっております。種類ごとに整理しておりますのでお目通し願います。

下水道事業につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

認定第11号 令和5年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和5年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書402ページ以降の決算報告書でご説明を申し上げます。

事業の実施状況は、成果に関する説明書165ページ以降に記載してございますので、併せてご参照願います。

それでは、決算書402、403ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入についてであります。

決算額についてご説明を申し上げます。

1 款水道事業収益の決算額は、1 項営業収益 8 億401万9,734円、こちら借受消費税額を含んでございます。2 項営業外収益 1 億7,333万6,860円、こちら借受消費税を含んでございます、の合計額で 9 億7,735万6,598円となっております。

続きまして、支出であります。

1 款水道事業費用の決算額は、1 項営業費用 9 億1,239万8,470円、こちら仮払消費税を含んでございます。2 項営業外費用1,498万6,603円、3 項特別損失75万9,885円の合計額で9 億2,814万4,958円であります。

次に、404、405ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入についてでございます。

1 款資本的収入の決算額、1 項企業債は7,160万円、2 項他会計出資金は1,286万4,735円、3 項補助金は国庫補助金で307万9,000円、4 項負担金は開発による負担金で138万9,100円。

以上の合計額で8,893万2,835円となったものであります。

次に、支出であります。

1 款資本的支出の決算額、1 項建設改良費といたしましては、配水管敷設事業や維持管理施設の更新事業に要する費用でございまして、2 億1,951万296円、こちら仮払消費税を含んでございます。2 項企業債償還金は6,088万5,220円であり、それらの合計額2 億8,039万5,516円となったものであります。なお、1 項建設改良費の4,169万9,000円は町道蛭袋相川線舗装修繕工事の負担金及び水道事業除砂改修実施設計のほか、難波金取南浄水場の浄水施設更新工事に係る費用でございまして、令和6年度へ繰越してございます。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたします額1 億9,146 万2,681 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1 億7,164 万775 円及び消費税資本的収支調整額1,982 万1,096 円をもって補填したものでございます。

次に、406ページをお願いいたします。

損益計算書であります。

1、営業収益では、(1) 給水収益から(4) その他の営業収益までの合計額7 億3,131万7,978円。2、営業費用は(1) 浄配水費から(5) その他営業費用までの合計額で8 億5,521万8,592円となり、営業収益から営業費用を除きました営業損失といたしましては、1 億2,390万614円となったものでございます。

3、営業外収益は(1) 他会計補助金から(5) 雑収益までの合計額1 億7,182万4,752円。4、営業外費用は(1) 支払利息、(2) 雑支出で2,526万1,100円であります。営業外収益から営業外費用を除きました額1 億4,656万3,652円から営業損失を除きました額2,266万3,038円が経常利益となったものであります。5、特別損失は75 万9,885円であり、当年度純利益は経常利益から特別損失を除きました額2,190万

3,153円となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金でございます387万1,292円を加えました額2,577万4,445円が当年度末処分利益剰余金となったものでございます。

続きまして、407、408ページをお願いいたします。

剰余金計算書となります。

前年度末までの残高は資本金が32億5,872万8,301円、資本剰余金は工事負担金などの合計で1,771万5,000円、利益剰余金は減債積立金、建設改良積立金などの合計で6億889万9,220円、資本金と剰余金の合計であります資本合計は38億8,534万2,521円となっております。利益剰余金のうち前年度で処分した額は議会の議決をいただきました処分金2,000万円で建設改良積立金に積み立てたため、未処分利益剰余金といたしましては387万1,292円となったものでございます。なお、この金額につきましては繰越利益剰余金としたものであります。

次に、令和5年度の資本金変動額であります。

他会計からの出資金は1,286万4,735円であり、当年度末資本金残高といたしましては32億7,159万3,036円であります。また、当年度剰余金変動額は未処分利益剰余金の2,190万3,153円であり、利益剰余金合計といたしましては6億3,080万2,373円となったものであります。また当年度末の剰余金残高は、利益剰余金合計に資本剰余金合計額の1,771万5,000円を合わせました6億4,851万7,373円となり、年度末資本合計といたしましては資本金剰余金を合わせました39億2,011万409円となったものであります。

次に、409ページは剰余金処分計算書（案）となります。

議会の議決をいただいた後の利益剰余金の処分方法を示しているものでございまして、繰越利益剰余金に当年度末処分利益剰余金を合わせました当年度末の未処分利益剰余金2,577万4,445円から前年度と同額の2,000万円を建設改良積立金として積み立てし、処分後の残高を577万4,445円とし、繰越利益剰余金としたものでございます。

次に、410、411ページは貸借対照表となります。

初めに、410ページ資産となります。

資産は固定資産、流動資産でございまして、固定資産は建物、土地などの有形固定資産、電話加入権、ダム使用权などの無形固定資産のほか、有価証券資産となります。固定資産合計といたしましては65億9,540万1,001円となっております。流動資産は現金、預金、未収金などございまして、合計6億3,508万9,666円であり、資産合計といたしましては72億3,049万667円となっております。

411ページをお願いいたします。

上段の表でございますが、負債となります。

内訳といたしましては、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益となります。

固定負債は建設改良費などの財源に充てるための企業債10億5,982万6,325円。流動負債は企業債、未払金などで2億5,991万3,304円。繰延収益は長期前受金及び長期前受金収益化累計額で19億9,064万629円となり、負債全体といたしましては33億1,038万258円となったものでございます。

下段は資本でございます。

資本金の内訳は、6、資本金、7、剰余金となります。

資本金は企業開始時の固有資本金、一般会計からの出資金、建設改良積立金等の組入れなどの自己資本金といたしまして32億7,159万3,036円。剰余金は資本剰余金、利益剰余金で6億3,080万2,373円。それらの合計額となります資本合計といたしましては、39億2,011万409円となっております。また、負債資本の合計は72億3,049万667円となりまして、410ページの資産合計と一致するものでございます。

続きまして、412ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。

初めに、営業活動によるキャッシュフローでございます。

当期純利益は408ページの剰余金計算書でご説明いたしました2,190万3,153円でございます。以下、減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入及び賞与引当金、未収金、未払金の増減額のほか、受取利息及び配当金、支払利息等の合計といたしましては2億23万7,350円でございます。この金額に受取利息及び配当金、受取額及び支払利息など支払額を合わせました金額、1億9,532万9,783円が営業活動によるキャッシュフローとなったものでございます。

2、投資活動によるキャッシュフローは将来に向けました運営基盤の確立のための資金の状態を表しているものでございまして、有形固定資産の取得による支出及び国庫補助金などによる収入の合計を合わせました金額、マイナス1億3,546万9,645円となるものであります。

また、3、財務活動によるキャッシュフローは企業債の発行、償還、一般会計からの出資金の合計で2,357万9,515円。資金の増減額といたしましては、営業活動、投資活動、財務活動の総額となり、8,343万9,653円。期首残高の5億848万6,957円を加えました5億9,192万6,610円が期首残高となるものでございます。

続きまして、413ページ、414ページ、415ページが収益費用明細書となります。記載の金額は消費税を除いた金額でございます。

初めに、収益でございます。

1 項営業収益では、1 目給水収益の水道料金は 6 億 6,569 万 470 円。2 目受託工事収益は吉岡地区信号機移設に係る受託工事収益、3 目加入金は水道過入金、4 目その他営業収益の 1 節はコードカバーやメーターカウンターなどの売却代、2 節は設計審査手数料、開栓手数料など、3 節は下水道使用料などの徴収業務受託費及び消火栓維持管理費となっております。

次に、2 項営業外収益の 1 目他会計補助金は一般会計からの補助金でございます。そのほか基本数量の留保数量見合い分や旧簡易水道事業に係る維持管理費などがございます。

2 目受取利息及び配当金は預金利息や有価証券などの配当金、3 目開発負担金は 16 件の宅地開発やアパート建築によります開発負担金。

4 目長期前受金戻入は、資産取得時に財源としました補助金などを減価償却に対応して収益化したもの。

5 目雑収益でございます。1 節は配水管などの第三者による漏水事故などによる修繕益、2 節は東京電力放射能検査費用賠償金及び窓口におけますコピー料金などがございます。

収益の合計といたしましては、9 億 314 万 2,730 円であります。

414 ページをお願いいたします。

費用でございます。

1 項営業費用では、1 目浄配水費の主なものでございますが、1 節から 4 節は会計年度任用職員の報酬及び職員人件費などがございます。8 節は電話料金、監視用テレメーター専用回線料など、10 節はメーター検針、水質検査費用、検満メーター交換業務などに要しました費用であります。12 節は水道施設に係ります電気料金、13 節は宮床 2 号ポンプ場ほか 4 か所のポンプ場などの動力電気料、15 節は配管及び各種水道施設の修繕に要しました費用、16 節は宮城県大崎広域水道から受水した 344 万 4,800 立米の受水料金。18 節は工事積算システムなどの利用に要しました費用であります。

2 目受託工事は、吉岡地区信号機移設に伴う排水管等移設工事及び柴崎地区開発工事に伴う排水管等工事に要しました費用でございます。

415 ページ、3 目総係費 1 節は上下水道事業運営審議会の委員報酬、2 節は審議会委員の費用弁償などがございます。4 節は日本水道協会などへの負担金に要しました費用。5 節は水道事業舎の宿日直業務に要した費用、9 節は配水管の橋梁に利用しました借上料、10 節は貸倒引当金の繰入れであります。

4目減価償却費、1節は建物構築物、車両機械器具などの有形固定資産、2節はダム使用权等の無形固定資産の令和5年度分に係ります償却費。

5目その他営業費用はコードカバー及びメーターカウンターなどの貯蔵品の売却単価であります。

次に、2項営業外費用は、企業債利息及び仮払消費税に要した費用。3項特別損失は不納欠損付などでございます。

以上の費用合計といたしましては、8億8,123万9,577円となったものであります。

次に、416ページ、417ページは固定資産明細書であります。

410ページの資産でもご説明申し上げましたが、資産には有形、無形の2種類の固定資産となっております。

初めに、有形固定資産でございます。

記載の土地から建設仮勘定までを種類ごとに整理してございます。合計につきましてご説明申し上げます。

令和5年度当初現在残高は106億1,019万5,367円、当年度増加額が2億813万8,390円、当年度減少額が845万円であり、当年度末現在高といたしましては108億988万3,757円となったものであります。なお、当年度の増加といたしましては、吉岡雷神地区、天皇寺地区などの配水管の布設替工事、鶴巢落合系送水管や北部工業団地への送水管補強工事などのほか、給水車の購入などによります増となっております。

続きまして、417ページをお願いいたします。

減価償却累計額、年度末償却未済高でございます。

減価償却累計額は当年度増加額では2億3,592万8,629円であり、累計額では50億6,178万9,772円となっております。また、年度末残高から減価償却累計額を除きました額57億4,810万3,985円が年度末償却未済高となります。

次に、無形固定資産についてでございます。

416ページの下段となりますが、令和5年度当初現在高は電話加入権、ダム使用权の合計で40万5,727円。

417ページ、当年度減価償却はダム使用权で3万1,711円となり、年度末現在高といたしましては37万4,016円となったものであります。

続きまして、418ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

1、資産の評価基準及び評価方法などそれぞれ記載の方法によりまして実施しているものでございます。

419ページ、420ページをお願いいたします。

企業債の明細書となっております。

企業債は政府資金21件、公営企業金融公庫22件、民間資金1件の合計44件でございます。なお、令和5年度の総勘といたしましては6,088万5,220円を総勘してございまして、残額といたしましては11億2,248万3,547円となっているものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、認定第2号から認定第11号までの説明を終わります。

日程第12「報告第15号 令和5年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長（今野善行君）

日程第12、報告第15号 令和5年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

報告第15号 令和5年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和5年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして別添の監査委員の意見を付しましてご報告を申し上げます。

この健全化比率の算定対象につきましては、町で管理しております公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

ページ中ほどの1の健全化判断比率をご覧ください。

表の左側に実質赤字比率から縦に全部で4つの項目がございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、令和5年度決算では赤字がございませんでしたのでハイフン表示となっております。

次の実質公債費比率は2.6%となっております。昨年度は1.8%でしたので、0.8ポイント上昇しております。この数字が低いほど健全ということにはなってまいります。

最後の将来負担比率は、将来負担額に対しまして充当可能財源が上回っておりますので、平成25年度以降、継続してハイフン表示となっております。

次に、表の右側にごございます早期健全化基準につきましては、ここに記載されました数値を超えますといわゆるイエローカードとなり、その右の財政再生基準の数値を超えますとレッドカードに該当するものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、本町の場合、水道事業会計のほか2つの会計が対象となっておりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でございますのでハイフンの表示となっております。なお、別冊で用意しております令和5年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料に算定方法等を記載いたしておりますのでご参照いただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、報告第15号の報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

午前11時52分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、令和5年度大和町歳入歳出決算審査並びに令和5年度財政健全化審査及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員内海義春君。

代表監査委員（内海義春君）

監査委員を代表いたしまして、令和5年度大和町各種会計歳入歳出決算審査並びに大和町財政健全化等審査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

お手元に配付しております令和5年度大和町各種会計決算審査意見書、大和町財政健全化等審査意見書に従いましてご報告をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

初めに、令和５年度大和町歳入歳出決算審査意見についてであります。

地方自治法第233条第２項、第241条第５項及び地方公営企業法第30条第２項の規定によりまして審査に付されました令和５年度一般会計、各種特別会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和５年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、意見を付して提出させていただきます。

２ページをお願いいたします。

第１、審査の対象であります。令和５年度大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算から大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計決算までの８つの特別会計と大和町下水道事業会計決算並びに大和町水道事業会計決算であります。

第２、審査の期間であります。令和５年度一般会計決算につきましては、７月４日から８月２日までの間の17日間、各種特別会計決算につきましては、７月９日から７月30日までの間の５日間、各種基金運用状況につきましては、７月４日から７月30日までの間の５日間、財産に関する調書につきましては７月９日、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算につきましては８月５日に審査をいたしました。

第３、審査の結果であります。審査に付されました令和５年度各種会計決算につきましては、決算の係数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持されており、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定をしたところであります。

続きまして、３ページをお願いいたします。

第４、決算の概要と意見の総括であります。下水道事業会計、水道事業会計を除きます一般会計と８つの特別会計で見ますと、歳入におきまして予算現額219億1,625万9,000円、調定額222億678万7,883円に対しまして、収入済額210億6,623万1,385円で、収入未済額は11億3,126万182円となっております。また、認定いたしました不納欠損額は929万6,316円で、いずれも合法的な手続が取られておりますことから、やむを得ないものと認めたところであります。

４ページをお願いいたします。

本町の財政運営につきましては、一般会計の収入済額155億1,308万8,000円のうち、町税は前年より９億5,790万9,000円減の62億596万2,000円となっております。これは法人町民税が前年度より13億7,339万8,000円の大幅な減収によるものであります。

また、地方交付税は普通交付税が不交付となり、特別交付税は除融雪等に要する費

用等が減少したことにより減額され、1億3,451万6,000円減の1億1,206万9,000円となり、震災復興特別交付税は1億6,975万円減の5億2,799万9,000円となりました。

地方交付税の合計額は前年度と比較いたしまして、3億1,798万5,000円減の6億4,006万8,000円となっております。

財源確保のための繰入金は、学校校舎建設基金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金基金等から繰入れを行い、前年度より3億8,910万2,000円増の8億3,336万3,000円となっております。

また、財政調整基金をはじめとします基金積立残高は2億771万9,000円減の60億6,250万3,000円となっており、今後、各種施設の更新、維持管理などに要する経費が見込まれますことから財源の重点的かつ効率的配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の節減合理化にさらなる努力が求められます。

町債は20億8,780万円となり、法人町民税の減収分を補うため、減収補填債13億1,280万円を借り入れたほか、吉岡小学校改築事業に伴う学校教育施設等整備事業債として3億1,920万円を借り入れたことなどにより、前年度から18億1,730万円増となっております。

法人町民税が毎年大きな増減を繰り返す状況が続いておりますことから、中長期的な視点を持ち、必要となる財源の確保を図ることが求められております。

以上の結果、令和5年度会計は一般会計と8つの特別会計の合計で、歳入予算総額219億1,625万9,000円、調定額222億678万8,000円、収入済額210億6,623万1,000円で、予算対比96.12%、調定対比94.86%であり、歳出におきましては、支出済額が195億7,561万7,000円となり、予算現額に対する執行率は89.32%となりました。

5ページをお願いいたします。

一般会計におきまして、繰越明許費14億5,778万5,000円が翌年度に繰り越されております。これは、主に仮称下草橋や魚板橋の橋梁工事や町道舞野下草線などの道路改良工事に際しまして、公共政策や河川管理者との協議、事業調整に時間を要したものの、また、吉岡小学校全面改築に伴う工事におきまして、施工計画等の策定に係る関係機関との調整に不測の日数を要したものであり、やむを得ないものでありました。

以上の結果、令和5年度決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認めました。

続きまして、町債現在高につきましては、前年度と比較いたしまして普通会計で16億1,948万2,000円の増、下水道事業会計で1億9,949万2,000円の減、水道事業会計で1,071万5,000円の増となっております。

本町の実質公債費比率は2.6%となっております。全会計を合計した残高は前年度より14億3,070万5,000円増となり、総額では109億7,282万1,000円となっております。

町債への償還につきましては、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的な視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層留意をする必要があります。

次の2)一般会計の(1)財政の概要からにつきましては、大変恐縮ではございますが、後ほどお目通しをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、財政健全化法に係ります審査意見書につきましてご報告いたします。

44ページをお願いいたします。

令和5年度財政健全化に係る意見書についてであります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました令和5年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率につきまして審査いたしましたので、次のとおり意見を提出するものであります。

45ページをお願いいたします。

令和5年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の2件であります。

1、審査の概要であります。町長より提出されました財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載いたしました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果につきましては総合意見でございます。

審査に付されました下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

46ページをお願いいたします。

次に、個別意見であります。

①実質赤字比率につきましては、令和5年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は7.58%と適正な比率となっております。

次に、②連結実質赤字比率につきましては、令和5年度は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字比率は16.80%と適正な比率となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、令和5年度は2.6%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な比率となっております。

次に、将来負担比率につきましては、令和5年度は該当なしとなっており、前年度同様に良好であります。

⑤資金不足比率につきましては、令和５年度は水道事業会計が４億３,７８３万４,０００円、下水道事業会計が３億７,７６７万９,０００円の資金余剰額があり、また、吉岡西部土地区画整理事業特別会計におきましても資金不足には該当いたしません。よって、いずれも資金不足の状況ではなく、良好な状態にあると認められます。

以上のことから、改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はありません。

報告は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

ただいま代表監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長（今野善行君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第１１号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、認定第１号から認定第１１号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任します。

委員長、副委員長を選任のため、暫時休憩します。

午後 １時１５分 休 憩

午後 １時１６分 再 開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、委員長に犬飼克子議員、副委員長に槻田雅之議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、９月７日から９月16日までの10日間本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、９月７日から９月16日までの10日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、９月17日の決算特別委員会終了後とします。

大変お疲れさまでした。

午後 １時１７分 延 会